

# 目 次

## 第1章 総説

I 開発許可制度の概要	1
1 開発許可制度の趣旨	1
2 開発許可制度の主な改正の経過	1
3 滋賀県における開発許可制度	2
4 引用する法令の略語について	2
5 主な用語の定義	2
6 都市計画法による都市計画区域一覧	3

## 第2章 開発行為

I 開発行為	7
1 開発行為	7
2 区画の変更	7
3 形質の変更	7
4 現況有姿分譲の開発行為の解釈について（抜粋）	9
II 開発行為の考え方（事例）	10
1 既存造成済（宅地）の土地の分割	10
2 既存建築物の建替え（適法に建築され、土地の形質に変更がないもの）	10
3 既存建築物の敷地の増減	12
III 開発区域の考え方	15
1 開発行為に接続道路の築造が必要な場合	15
2 既存建築物の増築で敷地増を伴う場合	16
3 複数の開発者により開発行為が行われる場合	16
4 同一の開発者により複数の開発行為が行われる場合	17
5 前記3、4のケースで時期がずれて行われる場合	17
6 分譲住宅、分譲宅地等の開発区域に隣接する「畑地の造成」の取扱い	17
7 区域をまたがる場合の取扱いについて（政令）	17
8 野洲市と許可権者がまたがる場合	17
IV 特定工作物の建設	18
1 特定工作物	18
2 第一種特定工作物の建設	18
V 建築物の建築	20
1 建築物	20
2 建築	20
VI 用途の変更	23
VII 「自己用」及び「非自己用」の開発の考え方	26
1 「自己用」開発	26
2 「非自己用」開発	26

## 第3章 開発行為の許可

I 開発行為の許可（法第29条第1項、第2項）	27
II 適用除外となる開発行為（法第29条第1項第1号～第11号）	28

1	市街化調整区域内の農林漁業用施設又は農林漁業を営む者の居住の用に供する建築物のための開発行為（法第29条第1項第2号）	28
2	公益上必要な建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為（法第29条第1項第3号）	32
3	都市計画事業、土地区画整理事業、市街地再開発事業、住宅街区整備事業、防災街区整備事業の施行として行う開発行為（法第29条第1項第4号～第8号）	40
4	公有水面埋立法により埋立した土地で工事竣工の告示がないものにおいて行う開発行為（法第29条第1項第9号）	40
5	非常災害のため必要な応急措置として行う開発行為（法第29条第1項第10号）	40
6	通常管理行為、軽易な行為（法第29条第1項第11号）	41
7	開発行為又は建築に関する証明書等の交付（省令第60条）	44
III	開発許可の特例（法第34条の2）	48
IV	許可申請の手續（法第30条）	49
V	設計者の資格（法第31条）	49
VI	許可又は不許可（法第35条、法第79条）	50
1	許可又は不許可の通知（法第35条）	50
2	許可の条件（第79条）	50
VII	変更許可等（法第35条の2）	53
1	変更の許可	53
2	軽微な変更	53
3	その他	54
VIII	工事完了の検査（法第36条）	55
1	工事完了の届出と検査の時期	55
2	完了公告	55
3	検査の実施方法	55
IX	開発行為の廃止（法第38条）	57
X	許可の承継（法第44条、第45条）	58
1	一般承継人（法第44条）	58
2	特定承継人（法第45条）	58
XI	開発登録簿（法第46条、第47条）	59
1	開発登録簿の目的	59
2	登録の内容	59
3	開発登録簿の調製	59
4	開発登録簿の閲覧所	60
<b>第4章 開発許可基準</b>		
I	開発許可基準	61
1	法第33条及びこれに基づく政令、省令に規定する基準	61
2	法第34条に規定する市街調整区域における開発行為の許可基準	61
3	市街化区域の許可について	61
4	市街化調整区域の許可について	61
II	技術的基準（法第33条）	62
1	許可基準の適用関係	62

2	道路等空地（法第33条第1項第2号）	63
3	事業遂行の能力（法第33条第1項第12号、第13号）	63
4	関係権利者の同意（法第33条第1項第14号）	63
5	技術基準の強化・緩和（法第33条第3項）	64
6	建築物の敷地面積の最低限度に関する制限（法第33条第4項）	64
7	その他	64
Ⅲ	市街化調整区域の許可基準（法第34条）	65
1	「法第34条第1号」の許可基準	66
2	「法第34条第2号」の	71
3	「法第34条第3号」の	72
4	「法第34条第4号」の	72
5	「法第34条第5号」の	72
6	「法第34条第6号」の	73
7	「法第34条第7号」の	73
8	「法第34条第8号」の	74
9	「法第34条第9号」の	74
10	「法第34条第10号」の	75
11	「法第34条第11号」の	75
12	「法第34条第12号」の	76
13	「法第34条第13号」の	78
14	「法第34条第14号」の	79
	提案基準1 世帯の分化の過程で必要とする住宅について （開発許可、建築許可）	81
	提案基準2 取用対象事業等による移転について（開発許可、建築許可）	83
	提案基準3 社寺、仏閣及び納骨堂について（開発許可、建築許可）	85
	提案基準4 既存集落における自己用住宅について（開発許可、建築許可）	86
	提案基準6 災害危険区域等に存する建築物等の移転について （開発許可、建築許可）	88
	提案基準7 「レクリエーション施設を構成する建築物について」 （開発許可、建築許可）	90
	提案基準9 研究施設について（開発許可、建築許可）	92
	提案基準10 事業所の社宅、寮等について（開発許可、建築許可）	93
	提案基準12 大規模な「指定既存集落」における建築物について（開発許可、建築許可）	
	12-1 自己用住宅について	94
	12-2 世帯の分化の過程で必要とする住宅について	95
	提案基準13 地域振興のための工場等について（開発許可、建築許可）	98
	提案基準14 大規模な流通業務施設について（開発許可、建築許可）	99
	提案基準15 有料老人ホームについて（開発許可、建築許可）	102
	提案基準18 介護老人保健施設について（開発許可、建築許可）	103
	提案基準19 打席が建築物であるゴルフの打放し練習場について	105
	提案基準20 既存集落における小規模な工場等について （開発許可、建築許可）	106

提案基準21	既存集落における公営住宅について（開発許可、建築許可）	108
提案基準22	産業廃棄物処理施設(中間処理施設)について（開発許可、建築許可）	
22-1	アスファルトコンクリート廃材、コンクリート廃材等の破碎施設について	109
22-2	産業廃棄物処理施設(その他の中間処理施設)について	111
提案基準23	既存の土地利用を適正に行うための管理施設について （建築許可）	113
提案基準24	既存の自己用住宅の増改築のための敷地拡大について （開発許可、建築許可）	114
提案基準25	法に適合して建築された後・相当期間適法に利用された建築物の やむを得ない事情による用途変更（建築許可）	115
提案基準26	法に適合した建築物に相当期間居住している者のやむを 得ない事情による用途変更について（建築許可）	117
提案規準28	社会福祉施設について（開発許可、建築許可）	118
提案規準29	医療施設について（開発許可、建築許可）	120
提案規準30	学校施設について（開発許可、建築許可）	122
提案規準31	地方公共団体等が開発し分譲を行った宅地の取扱いについて （建築許可）	125

## 第5章 建築等の制限

I	工事完了公告前の建築制限等（法第37条）	126
II	建築物の形態制限（法第41条）	127
1	制限の趣旨	127
2	制限の内容	127
3	制限の効力	127
4	例外許可	127
III	予定建築物以外の建築等の制限（法第42条）	128
1	制限の趣旨	128
2	制限の効力	128
3	例外許可	128
4	その他	129
IV	市街化調整区域における建築等の制限（法第43条）	130
1	建築行為、建築行為の許可	130
2	許可の基準	132

## 第6章 公共施設の取扱い

I	公共施設の管理者の同意等（法第32条）	133
1	公共施設の管理者の同意（従前からある公共施設の処理）	133
2	公共施設を管理することとなる者との協議（新設される公共施設の処理）	134
II	公共施設の管理（法第39条）	135
III	公共施設の土地の帰属（法第40条）	136
1	土地の帰属	136
2	根幹的施設の費用負担	137

## 第7章 開発計画事前審査および他の法律

I	開発計画事前審査	138
---	----------	-----

1	開発計画の事前審査	138
2	他の法律との関係	139
<b>第8章</b>	<b>申請の手続き</b>	
I	申請の手続き	142
1	開発計画事前審査の手続き	142
2	開発許可申請手続きの概要	143
3	許可申請書の作成要領	144
4	開発行為の変更許可申請等（法第35条の2）	151
5	開発行為軽微変更届	152
6	その他申請、届出等	152
7	建築許可申請・その他	153
<b>第9章</b>	<b>その他</b>	
I	不服申立て（法第50条、第51条、第52条、行政不服審査法）	156
1	不服申立て	156
2	手続き	156
3	審査請求と訴訟	159
4	不服申立ての特例	159
II	滋賀県開発審査会（法第78条）	160
1	開発審査会の処理すべき事務	160
2	開発審査会条例等	160
III	監督処分（法第81条、行政手続法、刑事訴訟法、行政代執行法）	163
1	監督処分の対象	163
2	監督処分の内容	163
3	聴聞又は弁明の機会の付与	163
4	監督処分の公示	163
5	告発	164
6	代行及び代執行	164
IV	罰則（法第91条、法第92条、法第93条、法第94条、法第96条）	165
1	第94条の説明	165
V	許可申請手数料	166
1	野洲市開発許可申請手数料（平成21年4月1日改正 野洲市使用料及び手数料条例）	166
2	変更の取扱い注意事項	168
3	優良宅地認定手数料（平成21年4月1日改正 野洲市使用料及び手数料条例）	169